

令和元年度 第2回 堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 議事要旨

開催日時 令和元年11月19日 午後2:00～4:05
開催場所 堺市総合福祉会館 5階 第1研修室
出席委員 小田委員 小野委員(分科会長) 加納委員 小堀委員 佐瀬委員 静委員
椿委員 山本委員(名簿順)
欠席委員 網田委員 所委員(職務代理者)
傍聴者 なし

1. 第3回懇話会でのご意見と対応(案)

(資料1、3について事務局より説明)

(委員)

計画全体について、市が地域の福祉に関して示した方向性はこれでよいが、どう具現化されるかが大事であり、どのようにして広く市民、住民の方々の理解を得て、共有できる状態にもっていくかだと思っている。そのときに大事なこととして一貫して言っているのは学校教育であり、小学校、中学校、高校と継続し、大学になっても専門の勉強の合間に福祉についても一定の時間を割き、その延長線上で企業、事業所、団体にも関わってもらうようにできないかと思っている。地域共生社会の実現が国の方針であれば、例えば、国が経団連や商工会議所の代表に接触し、企業の経営者が地域福祉に強い関心を持って、従業員の教育に入れ、「ボランティアをする社員はすごい」という環境をつくってほしい。こうしたことを文部科学省にはたらかせることは、この場で直接はできないが、それに準じることが市でできるのではないかと思う。

(委員)

p. 47 の刑事司法と福祉の連携について非常に真っ当なご指摘をいただいているが、これに対する対応が「ご意見をふまえて推進」と書かれている意味がわからない。少年犯罪などの場合は発達障害や知的障害が疑われるケースが結構な割合であり、学校とも連携しないとけないと思うが、なんらかの対応をするのか。

(事務局)

学校や企業・事業者へのアプローチは、資料3 p. 51 の多様な場面での地域福祉の学習や体験の充実の項のなかに、ご指摘いただいた学校での福祉教育や企業・事業者での学習の推進を入れている。これは、昨年度から今年度第1回の本分科会でのご議論をふまえたものであり、具体的な方法はまだ明確ではないが、課題として認識して計画に入れるところからスタートしたいと思っているので、ご理解いただきたい。

刑事司法と福祉の連携については、p. 46 からの更生支援を推進するのはよいという趣旨でいただいたご意見である。福祉と矯正の分野は、個別の支援で連携することはあったが、面的に課題などをいっしょに考える機会がなかったため、まず、市の福祉分野と矯正分野の専門機関がお互いの取り組みを知るところから始めるようなネットワークづくりに着手したいと思っている。また、大阪法務少年支援センターが学校と連携し、矯正と教育の分野が近づくきっかけになっていると聞いており、ここに福祉も関わることでいっしょに支援ができる土壌づくりができないかと考えて、p. 47 の就労支援の推進の項に記載した。

(委員)

資料3 p. 58 の避難行動要支援者の把握の推進の項に、一覧表の有効活用が書かれている。自治会は個人情報利用に同意した人の一覧表をもらっているが、個人情報保護法が邪魔をして広がらない。地域の支援者と市が適切に共有して有効に活用すると書かれており、現在はそのようになっていないが、具体的に考えているのか。思い切って広げることができず、プレー

キがかかっている状況である。

(分科会長)

このことについては懇話会でも意見が出ているので、説明してほしい。

(事務局)

前回の分科会でのご指摘をふまえて記載したが、現時点で具体的にご提示できるものはない。
(委員)

先日の個人情報保護法の研修で、第23条に生命や財産に関わる場合は同意も要らないと書かれていると聞いた。一覧表に掲載された人は手を上げており、命が大事なので、もっと思い切ってやればよいと思う。良いものをつくってもらったが、ブレーキがかかって動けない状況であり、手を上げた人と頼まれた側のギャップを埋めて、期待に応えられるようにしてほしい。

(事務局)

ご指摘のとおりであり、平時のつながりづくりと緊急時の両方での、共有のしかたを考えていかなければいけないと思っている。力強い後押しをいただいたと考えて積極的にすすめていくよう、ルールづくりを検討していきたい。同意していただいていることは重要であり、それをふまえてすすめていけるように検討していく。現在は一覧表ができて少しほっとしている状態になっているが、活用していくよう着手した段階であり、地域で民生委員児童委員、自治連合会、校区福祉委員会、自主防災組織の四者の方々にも話しあっていただくよう、お願いをしている。計画にしっかり位置づけ、行政と地域が両輪で協議しながらすすめたいと思っている。

(委員)

命か個人情報かということであり、そうしたことの広報も必要である。

(委員)

取り組みがまだまだであることは押さえておく必要があるが、障害者の立場では、地域住民の方々とは知りあう機会があまりなかったなかで、避難行動要支援者調査を通じて初めて民生委員に会った人もたくさんいる。一覧表はいざというときの活用も大事だが、その前に会うきっかけができたことは大きな意味があったと思う。しかし、一覧表の意味をわかっていない障害者や家族もいるので、そうした人への啓発も行う必要がある。また、活用のしかたは地域によって変わってくると思うが、懇話会では一覧表に載っている人が顔をあわせる場をつくると面白いという意見も出た。

(委員)

p. 58 に避難訓練への要支援者の参加を促進すると書かれているが、具体的に促すことができるのか。本人が隠しておられる場合もあるので、呼びかけても難しいと思う。

(事務局)

そのような状況はあると思うが、障害のある方の団体の会合に参加させていただくと、地域の訓練に出ていけないといけないという声徐徐にあがっており、団体からのアプローチもあると思うので、地域でもご協力をお願いしたい。また、呼びかけを始めている地域もあると聞いており、そうした例もご紹介しながらすすめたいと考えているので、お知恵をお貸しいただくようお願いしたい。

(分科会長)

災害は関心が高い問題であり、行政と民間の連携や障害者との関わりなどにも直結する重要な課題だが、論点がたくさん出たので一度整理をしてほしい。

2. 「(仮称)」堺あったかぬくもりプラン4」の概要(案)

(第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社協地域福祉総合推進計画)

(資料2について事務局より説明)

(分科会長)

計画名の「4」は「フォー」と読むのか。

(事務局)

現行計画が「スリー」であり、踏襲して「フォー」と呼んでいる。

(分科会長)

この案件では計画の概要を確認していただき、次の案件で中身について協議したい。計画の枠組みについて気になるところや強調すべき点などがあれば、意見をいただきたい。

(委員)

分科会長にお聞きしたいが、「更生支援」は広く市民の方々がわかる言葉なのか。いきなり「再犯防止」と書くのもリアル過ぎると思うが、この言葉でイメージが湧くのかと思った。

(分科会長)

もう少し平たい言葉で置き換えられるとよいが、行政用語にはなっているのか。

(事務局)

一部では使っている。ご指摘のように「再犯防止」はインパクトが強すぎ、福祉行政で担うべきことは更生保護よりも更生に向けた支援だと考えて、「更生支援」という言葉を採用した。浸透度には課題があるので言葉も含めて啓発し、理解を求めていく必要があると考えている。

(分科会長)

「更生」は福祉のなかでは伝統的な言葉だと思う。

(委員)

枠組みとしてはよいのではないかと思う。

(分科会長)

堺市の計画の特徴は、第3章でエリアごとの取り組みを示し、第4章に具体的に落とし込んでいくことである。6年計画なのでいわゆる2025年問題に至る計画ということになり、厚生労働省は日常生活圏域レベルで地域包括ケアのしくみづくりを宿題として出している。堺市では、小学校区での住民のみなさんの活動を重視してきた伝統もあり、p.35では各エリアがフラットなかたちで並んでいるが、地域共生社会のイメージをつくるうえでどこかを強調するメッセージが出せるかということが、これからの6年間で、ひとつの課題になると考えていた。そうしたことを独立して記載することは難しく、書き方のなかでポイントを示すことになると思うので、後で議論できればと思う。

枠組みとしてはこれでよしとし、各論にすすんでいきたい。

3. (仮称)「堺あったかぬくもりプラン4(案)【中間まとめ案】

(資料3、参考資料について事務局より説明)

(分科会長)

今後の成文化に向けた段取りと、本日はどこまでの意見を求めるのかを説明してほしい。

(事務局)

本日のご議論をふまえて修正を加えたうえで、議会等に報告するとともに、来年1月にパブリックコメントを実施する予定である。そこでのご意見をふまえて最終的に修正をかけたものを、2月に懇話会や本分科会等で報告させていただくことになるので、ご意見を願います。

(分科会長)

中間まとめ案に意見を反映できるのは本日ということなので、出していただきたい。まず、何人かのご意見をお聞きしたうえで、やり取りをしたい。

(委員)

p.49の多様な居場所づくりに関する現状と課題に、子ども食堂のことが書かれているが、学校の先生方に聞くと、本当に行ってほしい子どもが行けない、行かないという現状がある。先生は個人情報の問題があるので行くように言えないということであり、残念に思う。子ども食堂が有効に活用できる状況にしてほしい。また、個人情報保護法は国が決めたものだが、良くないところは正していくように、下からの声をあげる運動もしてもらえないかと思う。

(委員)

6年間の計画なので、子ども食堂に触れるのであれば、現状ではできていない学習支援についても大学等と連携してすすめる方向性は示してほしい。

災害への備えや支援のしくみづくりを重点施策に掲げ、縦割り排除と言いながらこの会議に危機管理室が出席していないのは、委員に対して失礼だと思うので伝えてほしい。

分科会長からもエリアについてお話があったが、日常生活圏域は市が勝手に線を引いたもので、議会からも早急に見直すようにという声が多く上がっており、堺市の歴史を考えると地域福祉の根幹は校区である。校区に社協の日常生活圏域コーディネーターが来てくれているのはありがたいと思うが、6年前の会議でも静委員が指摘されたように、市職員を校区にきちんと貼り付けるべきではないか。前回の懇話会でも話が出ており、できるかどうかの前に、検討に値することとして表記すべきだと思う。

(委員)

いろいろな方針が示されているのはよいが、一部の関係者や専門家で止まっているのは市民、住民への広がりも限定的なので、どのように伝えるかをよく考えてやってほしい。

具体的に対応してほしいこととして、小学6年生の社会科の教科書に社会福祉や民生委員のページがあるが、私が知る範囲では授業で飛ばされている気がする。先生方が民生委員のことをご存じないためだと思うが、民生委員が出前講座をすることもでき、現実に3年前から授業を担当している学校もある。民生委員会として支援は惜しまないので、先生ができるまでの過渡期としてすすめればよいと思う。

また、災害時の支援は専門的過ぎて各校区に任せるのは無理があるので、以前から言っているが、将来の希望として、能力に長け、市でも顔が通る課長級ぐらいの人を各校区に配置してほしい。自治会、民生委員会、福祉委員会の人たちと連携して地域での自主防災を具体的にすすめるには専門官が必要であり、93校区に1人1,000万円として10億円の事業規模にはなるが、取り組んでほしい。

(委員)

教育と福祉の連携についてはずっと言い続けられており、堺市だけの話でもないが、高齢者領域でも、文部科学省は認知症サポーター養成研修を学校教育のなかですすめるように言っているのに、自治体ではできていないので、どこで分断されているのかを確認してほしい。地域包括支援センター等が個々の努力でやっているところもあるが、市として、教育現場の人とどう連携するかの話をしていくべきだと思う。災害に関しても、子どもたちが学校にいる間に起きることもあり、その場合の対応なども含めて、もっと緻密に話をしていかなければいけないと思うので、非常に難しいことはわかっているが、してほしいと願っている。私もそうした壁を突破したいと思って、認知症サポーター養成研修なども含めて福祉の話をさせてほしいとお願いすることがあるが、本年度は無理だと言われるので、年度を超えて計画を立てて、少しずつすすめてほしいと思う。

概要に「市民・団体、事業者・企業などのさまざまな主体の参加・協働」と書かれているが、「市民」のなかに子どもや学生は入っているのか。あまり入っている気配が見えないので、子どもたちがどのようにボランティア活動に参加するか、障害のある方などもどのように参加するかということなども含め、「市民」のなかには子ども、市外から来ている大学生や勤労者なども含めて昼間に堺市にいる人、市外で働いていて夜は帰ってくる人なども入ることを、具体的に書きぶりを広げて伝えるとよいと思う。

外国人のことが所々に出ているが、これからどのようにいっしょに暮らしていくかということとは落とせない課題だと思う。介護人材が不足しているのでどんどん来てくださっているが、地域に馴染めず、お祭りにも参加できない。それが、居心地が悪くていなくなってしまうという問題にもつながっているが、外国人に市民として参加してもらうためのしくみづくりは書けていないと思う。外国人が増えているという現状は書かれているので、その人たちをどう支援

し、いっしょに暮らしていくかという視点が必要である。

懇話会でも、権利擁護のなかに死後事務委任を入れることについて議論があったということだが、成年後見制度は死ぬまでのことで、死後の支援は抜け落ちがちである。特に、市民後見人が受任したときに死後事務委任の契約をしておかないと、葬儀も含めた処理などができずに困っているという事例が多くあり、制度として整える必要がある。また、ひとり暮らしの人が増えており、身寄りがないので死んだ後のことが心配だと言っている人が、私のまわりにもいる。ひとり暮らしの人が増えるのは社会情勢であり、個人の責任にするわけにはいかない。孤独死にもつながるので、本当は市として取り組んでほしいが、簡単には動かないと思うので、啓発から始めることが大事だと思う。この項目をどこに置くかは微妙であり、死んだ人の権利も守るという意味で権利擁護に入れてもよいが、違和感があるのであれば、安心して暮らせるまちづくりでもよいと思う。どのような地域をつくっていくかという話にもつながるので、検討してほしい。

(分科会長)

いろいろな話が出てきたので、一旦区切りたい。できる範囲で事務局に答えてもらい、その他についても論点として残しておきたい。

(事務局)

子ども食堂は市内では50団体がされている。市は開設のときの補助を行うとともに、子ども食堂間や地域、企業とのネットワークづくりを社協に委託してすすめている。子ども食堂は子どもの貧困対策をベースとしており、支援を広げていくよう取り組んでいるが、十分ではないという声も聞いているので、ネットワークに社会福祉に精通した人材を入れて、支援に力を入りたいと思っている。学習支援まで広げている団体もあるが、市としては個々の運営団体の考え方を尊重している。

(事務局)

危機管理室が出席していないというご指摘について、確かに災害対応全般は危機管理室が中心だが、災害時要支援者支援は健康福祉局も共に対応しており、地域福祉計画に関する議論はこちらで対応させていただくのがよいと思っているが、危機管理室に確認する。

堺では校区が地域福祉活動の単位だということは認識しており、p.35の「小学校区」の項にも基本的なエリアと位置づけている。また、災害対応などでは自治会なども念頭に置いている。

学校教育との距離感がなかなか解消しにくい明確な原因はないが、それを超えていかなければ地域福祉が根ざさないというご指摘だと思うので、あらためて福祉教育を考えていくようアプローチを検討していきたいと思っている。まずは小学校区からスタートするべきだというご指摘をふまえ、この計画のなかで考えていきたい。

「市民」については、子どもや障害のある方も当然に含まれると考えている。

死後事務について、市民後見人に対しては権利擁護サポートセンターが司法書士や弁護士の方の力を借りながらサポートを行っている。まずは安心した生活を整えていく観点から、今回の計画では権利擁護の項に入れて、啓発からすすめていきたいと考えている。

市職員を地域に貼り付けることに関して、ご意見の趣旨とは違うかもしれないが、市民人権局が市内在住の職員を相談役に任命し、各校区の自治連合会の活動のなかで避難訓練に参加したり、市からの報告や、地元のご意見を市にあげたりすることなどはしている。

市の事業を行ううえで、個人情報保護の壁が大きいことは認識している。市から国に言う機会はなかなかないが、国への提案要望の制度もあるので、検討できるかどうかを関係課に確認したい。

(分科会長)

時間が限られるため十分な応答は難しい面があるが、今後に向けた論点として残しておいてほしい。死後事務を成年後見ですすめるか、もう少し広く取り組みにするかも論点であり、地

域福祉計画では広くやった方が、終活も支援でき、その後も安心な方法ではないかと指摘された。また、子どもの学習支援については、生活困窮者自立支援制度でどこまでやるかという論点が残ると思うので、今後さらに検討をすすめ、本当に必要であれば決断してほしいという意見が出たということは、確認しておいてほしいと思う。

教育と福祉の連携はずっとテーマになっているが、小学校を活用した取り組みの事例も生まれてきているので、しっかり把握してほしい。委員のみなさんは次のステージにすすんでほしいという気持ちが強いので、連携するのがあたりまえという方向に少しでも舵を切るよう、この計画でもなんらかのメッセージを出してほしい。

行政職員の地域配置は非常に大きな問題なので軽々には言えないが、周辺市で検討しているところもある。

まだ発言されていない方から、意見を願う。

(委員)

さまざまな意見が出ており、事務局が持ち帰って担当課に伝えるよりも、出席して話を聞いてもらった方がよいと思う。

私も成年後見制度の難しい中身はあまりわからないが、出前講座で話をしてもらいたいと思う。

小学校では、委員が言われたように民生委員が授業をされたり、鼓笛隊の活動をしているところなどがあり、中学校でもできないかと話しあいをしたことがあるが、堺市にはそうした制度がないと言われ、教育委員会と話をするのはしんどいと感じたが、子どもたちのために地域の力を借りてタイアップすることも考えてほしい。こうしたことは、教育委員会に本分科会に来てもらい、この場で話ができるとうよいと思う。

(委員)

私は障害者団体の立場で本分科会に参加しているが、仕事では障害のある子どもの支援をしており、この20年で教育と福祉の距離はかなり近づいたと感じている。学校の先生からの相談も多いが、大きな割合を占める虐待や不登校のケースは家庭にいろいろな問題があり、学校ではどうすることもできないと相談されて入ると、福祉の人も困っており、同じ場で話をするとうまくいくこともある。こうした以前はできなかったことができるようになっており、この場にも教育委員会に来ていただいて、困っていることを共有できるとよいと思った。

外国籍で日本語があまりできない方の相談も年々増えており、待ったなしの問題だが、これを地域の課題にしまうと、支え手が減ってきているなかで大変なので、テーマ型の支援者と地域がいかに近くなるかが大事である。障害者の方の支援を地域にお任せするのは難しいことも重々わかっており、本人も地域に入っていけないので、うまく支える支援者が要る。そうしたことが今回の計画には書かれているので、うまくすすめばよいと思う。

市民からみると保健福祉総合センターも基幹型包括支援センター等の関係機関もすべて「区役所」なので、p. 43 の包括的な相談支援の図は、そうした市民目線で描き直せば見やすいのではないかと。p. 42 には「断らない相談」、「つながり続ける支援」と書かれており、全区で平準化して実現できるように期待している。

p. 59 の避難行動要支援者の安否確認や避難支援の取り組みについて、視覚障害や聴覚障害で情報が得られない人は、地域の方に伝えていただければ自分で避難できるが、重度の障害で医療ケアが必要だったり、行動面が大変な人、車いすの人などの移動は、地域の方では難しい。しかし、そうした人は福祉サービスを利用しているので、サービス事業者と地域がつながるための話し合いがもてるとよいと思っている。これまでは大きな地震のことを想定していたが、最近は暴雨や台風も心配で、どこに相談するかはかえって悩んでしまう。障害分野の計画には、いざというときに相談できる場所として地域生活支援拠点が入っているが、これは災害時の支援とはつながらないのか。地域福祉計画は障害福祉計画ともつながるものなので、しっかり話しあえば、2つの機能を担うことができるのではないかと。

(委員)

災害時の支援を校区に任せても無理だという話があったが、まだ任せてもらっていない。また、校区に対する防災の助成金は5万円と非常に少なく、しっかりやれと言われる割には応援してもらっていない。私の校区では地区防災計画に基づくマニュアルを5年かけて作成しており、本年度に完成する予定だが、避難行動要支援者のことは抜けている可能性がある。教えてほしいが、団体との接点を設けることは自治会単独では難しいので、その点も考えてほしい。

(事務局)

地域生活支援拠点は、障害福祉計画に位置づけて整備しているが、いろいろな資源をネットワークでつなげて面的整備を行うイメージである。拠点には、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能があり、緊急時の受け入れ・対応として、介護者が急病のときなどに対応する事業は行っているが、どこまで含めるかは決まっていない。計画上は整備したことになっているが、100%の対応ができていない部分があり、社会の状況も変化するので、みなさんのご意見をお聞きし、地域福祉計画とも連携しながらすすめていきたいと考えている。

(分科会長)

まだ話せていないことがあると思うが、あらためて会議を開くことは時間的に難しいので、事務局で直接応答してもらってもよいか。また、いただいたご意見については、会長責任で事務局とやり取りをしてすすめるということを確認させてもらってもよいか。

(一同で承認)